

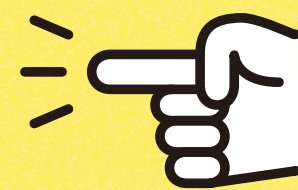


ご注意ください!

令和7年



健康保険証は12月2日から
使えなくなります



お早めに

(保険証利用登録されたマイナンバーカード)

マイナ保険証の 登録を!



1 マイナンバーカードの作り方

申請

マイナンバーカード交付申請書を使います※

スマホ・
PCから

証明用
写真機
から

郵送で

受け取り

ハガキが届いたら
指定場所で受け取り



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

※交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードし、郵送で申請してください。

2 保険証利用登録

スマホ

マイナポータルから



セブン銀行ATM

各種手続きの
「健康保険証
利用の申込み」
から

医療機関・薬局

医療機関や薬局の
顔認証付
カードリーダー
から

Q マイナ保険証を作らないと どうなりますか?

A. 12月を迎える前に、マイナ保険証の登録をしていない方に、有効期限付の「資格確認書」を一斉交付いたします。受診の際は**マイナ保険証か資格確認書のどちらか**をご利用ください。

Q なぜマイナ保険証を推進するのですか?

A. 健康保険証を廃止し、受診はマイナ保険証を基本とするしくみが国により導入されました。健康保険組合としては加入者全員にマイナ保険証の登録をしていただくことで**事務効率化**が図れます。また、資格確認書の一斉交付にもコストがかかるため、**保険料の効果的な利用のため**にも、なるべく早くマイナ保険証の登録をお願いしています。

Q 早めにマイナ保険証にする 必要がありますか?

A. 利用登録は、病院に行く当日よりも、事前にやっておいた方が安心です。また、資格確認書の交付経費を削減するためにも**早めの登録をお願いいたします**。秋になるとマイナンバーカード交付の混雑が予想されます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの申請をおすすめします。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて、 情報流出はしないのでしょうか?

A. カードのICチップには、**カードの表面に書かれている情報しか入っていません**。所得情報や健康医療情報などは、マイナンバーカードと設定したパスワードを鍵として本人確認を行わないと見られません。

マイナンバーカードの電子証明書の更新もお忘れなく!